

役員の報酬等及び費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人BLP－Network（以下「当法人」という。）の役員の報酬等及び費用（第2条で定義される。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- ② 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

第3条（報酬等の額）

理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり300万円を超えない範囲で、社員総会において定める。ただし、社員総会において各事業年度に全理事に支給する上限額を定めたうえで、具体的な配分については理事の合議に一任することを妨げない。

第4条（賞与、退職慰労金等）

当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

第5条（講師及び原稿執筆謝金）

役員が代表理事よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、以下の基準に基づき代表理事が定めた講師謝金又は執筆謝金を支給する。

- ① 他団体等から講師依頼を受けた場合：他団体から収受した報酬の50%以下
- ② 当団体主催の場合：1時間あたり3万円以下（ただし半年以上継続して利用される動画の場合は30分あたり3万円以下とする。）
- ③ 執筆謝金：第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額以下の金額

第6条（報酬等の支払方法）

役員に対する報酬等は、想定稼働時間を踏まえて別途理事の合議で決定した金額及び前条に基づき算出された金額を翌月末までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振り込みにかかる費用は当法人が別途負担するものとする。

第7条（費用）

役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

第8条（改定）

この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、理事長の判断により修正することができるものとする。

第9条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年5月15日から施行する。（令和 6 年 5 月 15 日社員総会決議）

改訂履歴

2026 年 3 月 19 日：第7条修正

2026 年 6 月 4 日：第5条追加